令和５年度水道水定期水質検査結果

～安全・安心　那覇市の水道水～

- 水道法第20条第１項では、水道事業者に対して毎日検査を含む定期的な水質検査の実施を義務付けています。
- 那覇市には沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の２系統の水が供給されており、上下水道局では市内10か所の給水栓から採取した水道水の水質検査を毎日及び定期的に実施し、供給する水の安全性を確認しています。
- 令和５年度に実施した水道水の全基準項目検査結果は以下のとおりです。最新の検査結果については、上下水道局ホームページで公表しています。なお、下表の検査結果は、紙面の都合上、採水場所10か所のうち５か所を掲載しています。
- **全検査結果からは異常は認められず、水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。**

▲10か所全ての検査結果は
こちらをご覧ください

法定基準項目（８月定期検査）

■ 表中の＜［数値］は、［数値］未満の意味です。

番号	項目名	水道水質基準等	検査結果（給水栓水） 県企業局西原浄水場系統 末吉公園	識名南公園	小禄南風公園	県企業局北谷浄水場系統 ちゅらまち公園	壺川中公園	備考
1	一般細菌	100 個以下 /mL	0	0	0	0	0	微生物
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	無機物質・金属類
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	0.06	0.06	0.06	0.19	0.18	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	一般有機物質
15	1, 4- ジオキサン	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
16	シス -1, 2- ジクロロエチレン及びトランス -1, 2- ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	<0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.0060	0.0050	0.0073	0.0034	0.0036	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.002	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	0.016	0.016	0.019	0.013	0.015	
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	0.039	0.037	0.045	0.029	0.032	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	0.012	0.011	0.014	0.0079	0.0088	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	0.0044	0.0042	0.0049	0.0048	0.0053	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	金属類
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	0.05	0.05	0.05	0.02	0.02	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	17.0	16.6	17.0	15.7	16.4	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	26.5	26.4	26.6	24.9	25.2	無機物質
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	25	24	25	46	45	
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	91	92	91	117	120	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	有機物質
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	0.000002	0.000002	0.000002	<0.000001	<0.000001	臭気物質
43	2- メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	有機物質
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
46	有機物（全有機炭素の量）	3 mg/L 以下	0.8	0.9	0.9	0.7	0.7	
47	ｐＨ値	5.8 以上、8.6 以下	7.4	7.4	7.5	7.4	7.3	基礎的性状
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5 度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
51	濁度	2 度以下	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	
上記水質基準項目検査結果の判定			水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	
	遊離残留塩素	0.1 mg/L 以上　（注）	0.7	0.8	0.6	0.6	0.6	衛生的措置

（注）残留塩素の基準は、水道法第 22 条に基づく「衛生上の措置」のための基準です。

※上下水道局ではPFOS等の水質検査を３か月に１回行っており、令和５年のPFOS及びPFOAの合計値は、右表のとおりです。暫定目標値50ng/L以下を下回っており、水道水が安全なレベルであることを確認しています。

なお、PFOS等の検査結果の詳細は、上下水道局ホームページにも掲載しています。詳しくはこちらをご覧ください▶

令和５年　那覇市の水質検査結果（PFOS及びPFOAの合計値）

	採水場所	暫定目標値	採水日 2月6日	5月22日	8月14日	11月6日
北谷浄水場系統	大名調整池系（天久ちゅらまち公園）	50ng/L 以下	1ng/L 未満	1ng/L 未満	1ng/L	1ng/L 未満
西原浄水場系統	前田第二調整池系（末吉公園）		1ng/L 未満	－	1ng/L 未満	－

【お問い合わせ】配水課　TEL：941-7806　FAX：941-7826

料金改定の必要性について

1 皆様へ水道水をお届けするためには多くの資金が必要です

沖縄本島では、本土のように大きな河川や湖などが無いため、水道水の水源は主に沖縄本島北部のダムや河川、地下水（本島中部の井戸）などになります。

ダムは国や沖縄県、沖縄県企業局（県企業局）が建設・管理を行っています。県企業局では、水源から取水して浄水場で水道水を作り、長い長い送水管、多くのポンプ場や調整池などの施設を経て各市町村へ水道水を運んでいます。そのため、これらのダムや河川、井戸などからの取水や水を運ぶ送水管、浄水場、ポンプ場、調整池などの施設の建設や維持・管理・運用には多くの費用がかかります。また、近年多発する地震に備えるため施設を耐震化し、災害時でも継続して水道水を利用できるようにするためにはさらに多くの費用がかかります。

2 水道料金の使われ方

水道事業は公営企業会計で行われ、皆様からお支払いいただく水道料金で運営しております。

水源から水道水を作って各市町村へ届けるのは県企業局が行っているので、那覇市上下水道局（上下水道局）では、県企業局から水道水を購入し、市内の水道使用者へ水を供給するため、市内施設の建設・維持・管理、水道メーター検針、料金請求収納、予算管理などを行っています。右グラフは上下水道局の費用構成です。特に県企業局へ支払う水道水の購入費（受水費）は費用全体の約58%を占めています。

令和４年度　決算（収益的支出）

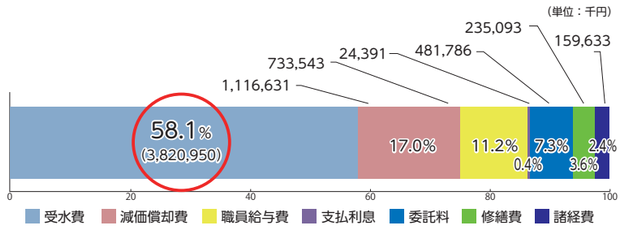

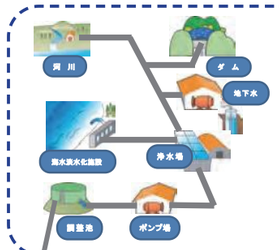

⬅ 県企業局（水源から各市町村へ水道水を届ける）

多くの施設の建設･維持管理や更新、更に地震に備えて耐震化が必要です。また、それには多くの資金が必要です。加えてこれまでの施設整備に使った借金が多額に残っており、その返済にも資金が必要です。また他県に比べ、遠くの水源から各市町村まで水を送るために多くの動力費（ポンプを動かすための電気料）が必要となります。それらの費用は市町村などが支払う**受水費など**で賄っています。

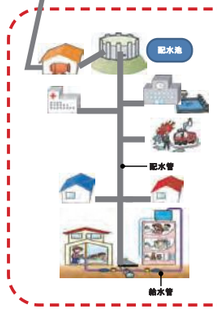

⬅ 上下水道局（受水した水道水を使用者（市民等）へ給水する）

県企業局から購入した水道水を、市内の水道使用者へ給水します。

給水するには、県企業局に支払う受水費用をはじめ、配水池、ポンプ場、送・配水管等多くの施設の建設と、維持管理や更新、更に地震に備えたこれら施設の耐震化等多額の費用が必要であり、これらを使用者の皆様からお支払いいただく水道料金で賄い成り立っています。

3 水道料金改定の必要性について

県企業局においては、最近の動力費（電気料）の高騰などにより、事業運営のための資金が減少し、近い将来収入不足が生じるため、市町村へ請求する受水費を値上げせざるを得なくなっております。

そしてその**値上げ幅は約３割程度で令和６年10月に約２割、令和８年４月に約１割を行う**としております。

那覇市としても費用の大部分を占める受水費の大幅な値上げは経営に大きく影響し、将来にわたって継続的に安全・安心な水道水の供給を行うためには、県企業局の受水費値上げを踏まえて**本市水道料金の値上げ改正**が必要と考えております。

【お問い合わせ】企画経営課　TEL：941-7802　FAX：941-7821